

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年6月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800014号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800056号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月9日は12万9,000円、同年12月10日は13万6,000円、平成17年7月8日は14万2,000円、同年12月9日は16万円、平成18年7月14日は18万円に訂正することが必要である。

平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年7月14日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がないことを知った。請求期間①から⑤までに賞与が支給されていたので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳並びに同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記普通預金元帳、賞与明細書及び預金通帳の写しにより請求期間①は12万9,000円、請求期間②は13万6,000円、

請求期間③は 14 万 2,000 円、請求期間④は 16 万円、請求期間⑤は 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 7 月 9 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 8 日、同年 12 月 9 日及び平成 18 年 7 月 14 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800019号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800054号

第1 結論

請求者のA社における平成2年8月1日から平成3年6月28日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年8月から平成3年5月までの標準報酬月額については、36万円から41万円とする。

平成2年8月から平成3年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年8月1日から平成3年6月28日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、当時の給料支給額に比べ低く記録されている。給料明細書は保有していないが、明らかに当時の給料の額と違うので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、請求者が主張する41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年6月28日の後の平成4年2月28日付けで、平成2年10月1日の定時決定が取り消され、平成2年8月1日に遡って36万円に減額処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる全ての者が、請求者と同様に平成4年2月28日付けで、遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、請求期間当時の顧問税理士は、請求期間当時のA社について、社会保険料の滞納については不明としているものの、経営状況は良くなかった旨陳述している。

一方、請求者は、商業登記簿謄本により、請求期間のうち平成2年10月4日から当該減額処理が行われた当時において取締役であったことが確認できるものの、請求者は、A社における業務内容は営業であった旨回答している上、事業主は既に亡くなっており、所在が確認できた他の取締役は、経理等については事業主とその妻が取り仕切っていた旨回答していることか

ら、請求者は社会保険事務に係る権限は有していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成4年2月28日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものとは考え難く、請求者について平成2年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800020号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800055号

第1 結論

請求者のA社における平成2年8月1日から平成3年6月28日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年8月から平成3年5月までの標準報酬月額については、36万円から41万円とする。

平成2年8月から平成3年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年8月1日から平成3年6月28日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、当時の給料支給額に比べ低く記録されている。給料明細書は保有していないが、明らかに当時の給料の額と違うので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、請求者が主張する41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年6月28日の後の平成4年2月28日付けで、平成2年10月1日の定時決定が取り消され、平成2年8月1日に遡って36万円に減額処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる全ての者が、請求者と同様に平成4年2月28日付けで、遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、請求期間当時の顧問税理士は、請求期間当時のA社について、社会保険料の滞納については不明としているものの、経営状況は良くなかった旨陳述している。

一方、請求者は、商業登記簿謄本により、請求期間のうち平成2年10月4日から当該減額処理が行われた当時において取締役であったことが確認できるものの、請求者は、A社における業務内容は営業が主体であり、給与計算についても行っていたが、社会保険の届出事務は行っていなかった旨回答している上、事業主は既に亡くなっており、所在が確認できた他の取締役

役は、経理等については事業主とその妻が取り仕切っていた旨回答していることから、請求者は社会保険事務に係る権限は有していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成4年2月28日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものとは考え難く、請求者について平成2年8月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800032号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800010号

第1 結論

昭和55年1月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月から昭和62年9月まで

私は、昭和56年の終わり頃に母から国民年金の加入を勧められたことをきっかけに、A市役所のB事務所で加入手続を行った。その際、2年分の国民年金保険料を遡って納付する手続を行ったことから、請求期間の最初の2年間の保険料は毎月、過年度分及び現年度分の2か月分納付していた。

納付場所については、最初は、A市役所のB事務所で納付していたと思うが、その後、時期は不明だが、送られてきた納付書により金融機関で納付するようになった。

また、国の記録では、昭和58年4月から昭和62年9月までの期間の国民年金保険料が免除とされているが、私は、そのような手続を行った記憶はなく、当該期間の保険料も毎月納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、当該国民年金番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和58年3月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続は同年3月頃に行われたと考えられることから、昭和56年の終わり頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と一致しない上、昭和58年3月頃の国民年金加入手続時点において、請求期間のうち、昭和55年12月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者は、国民年金保険料の納付を始めた当初は毎月、過年度分と現年度分の2か月分の保険料をA市役所のB事務所で納付していたと思う旨陳述しているが、同市によれば、市役所では過年度保険料の収納は行っていなかった旨回答している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索では、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することができない上、住民票

及び戸籍の附票によれば、請求者は 20 歳前から現在まで同一市内に居住しており、別の国民年金番号が払い出されたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から昭和 62 年 9 月までの期間は、国民年金保険料を納付することを要しない保険料全額免除期間であるところ、請求者は、国民年金保険料の免除を申請したことはない旨陳述しているが、毎年、免除の手続が必要な免除申請において、免除申請がないにもかかわらず、上記免除に係る処理が 4 年 6 か月にわたり行われ続けていたとは考え難い。

また、請求者の主張どおりであれば、請求者は、昭和 56 年の終わり頃に加入手続を行って以降、当初の 2 年間は現年度分と過年度分の国民年金保険料の 2 か月分を、その後は、現年度保険料を 1 か月分ずつ毎月納付したことになり、納付の機会は 5 年以上かつ 60 回以上あったことになるが、これだけの期間、保険料納付に対する事務処理を行政機関等が続けて誤ることも考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。